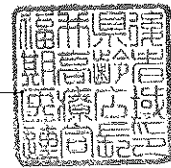


福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を
改正する規則を公布する。

平成21年12月24日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東 村 新



福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(平成21年12月24日福井県後期高齢者医療広域連合規則第5号)

福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年福井県後期高齢者医療広域連合規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「給与期間」を「給料期間」に改め、「条例()の次に「平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第8号。」を加える。

第3条の見出し中「振り込み」を「振込」に改め、同条中「振り込み」を「振込み」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第7条の2 条例第7条第1項第3号の規則で定める住宅は、第5条に規定する住宅とする。

第10条中「給与条例第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第12条中「、どうか」を「どうか」に改める。

第25条各号列記以外の部分中「及び第5項」を削る。

第27条第4項第3号中「第31条第3項第1号」を「第29条第3項第1号」に改める。

第28条第1項中「第17条」を「第15条」に改める。

第29条第1項第2号中「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第2項第1号中「第23条第1号」を「第22条第1号」に改め、同項第2号イ中「第29条第4項第1号」を「第27条第4項第1号」に改め、同条第3項第2号イ中「第29条第4項第3号」を「第27条第4項第3号」に改める。

第31条第1項中「第30条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第37条中「給与期間」を「給料期間」に改める。

第41条中「第20条第6項」を「第20条第4項」に改める。

第43条第1項中「第20条第4項」を「第19条第4項」に改める。

第46条第1項中「及び第20条第7項」を削る。

第47条第1項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、「及び第20条第7項」を削る。

第52条第1項第2号中「第39条第2号」を「第40条第2号」に改め、同条第2項中「第41条」を「第42条」に改める。

第53条中「（以下同条において「成績率」という。）」を削る。

第55条第2項第4号中「勤務時間条例第3条に規定する」を削る。

第56条第1項中「第44条第1項」を「第45条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。